

据置型 Wi-Fi ルーターの契約トラブルに注意！

～「実質無料」の勧誘に気を付けて～



本体実質無料！

他社から乗り換えて
割引します！

スマホとセット！

【据置型 Wi-Fi ルーターとは】

モバイル回線を利用してインターネットに接続する無線ルーターのことです。

【事例】

- ・スマートフォンの使い方を聞きに言ったお店で「スマホと一緒に使えば無料になるから」とよくわからない箱を2つ渡された。後日、請求書が届き、2台分の据え置き型 Wi-Fi ルーターの契約をさせられていたことがわかった。
- ・「実質無料」と言われて契約したが、通信料金がかかると聞いていなかったので解約したところ、ルーター本体の代金を請求された。
- ・電話勧誘を受けて据え置き型 Wi-Fi ルーターを契約することになったが、利用料金についての書面が届いていないのに、利用料金の請求書が届いた。電話では5千円と聞いていたのに1万円を請求された。

～アドバイス～

- ・「実質無料」は「タダ」ではありません。契約前に月額の請求合計金額だけでなく、契約それぞれの通信料金やルーター本体代金、解約時に発生する料金についても確認しましょう。
- ・自宅のインターネットの利用状況をよく確認してから契約しましょう。「すでに家族が契約していた」「自宅アパートに無料のインターネット環境があったのに契約してしまった」という事例もあります。
- ・契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに契約先事業者申し出ましょう。
- ・据え置き型 Wi-Fi ルーターの契約は、スマートフォンやオプション等とセットで契約することも多く、複雑な契約内容になっています。不安に思った場合やトラブルになった場合には、消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132 番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時